



エール・スピリッツ



1

企業のマイナンバーへの準備 Vol.4

マイナンバーにより、人事・総務業務は次のような対応が必要となります。(⑥の「安全管理が必要」については、先月号で特集しています。)

今月は、今、人事・総務担当者が行う準備についてお知らせします。

準備1 マイナンバーの情報を収集し、制度の概要を把握する

3月から、TVCM・折込広告・新聞・雑誌などでマイナンバーの広告を見かけるようになりました。従業員の皆さんからの問い合わせも広告の広がりとともに増えてくることと思います。そのため、業務でマイナンバーを取り扱う人事・総務担当者様は、いち早く、マイナンバー制度の概要を把握していただきたいと思います。

【マイナンバー政府広報資料】



民間事業者のみならず、マイナンバーを扱います!

平成28年1月以降、以下の手続に従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続き、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出 など

制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した人事・給与などのシステム開発や改修	マイナンバーを適正に扱うための従業員研修や社内規程づくり	マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討
------------------------------	------------------------------	-------------------------

特定個人情報の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。
※マイナンバーをその内容を含む個人情報のこととしています。

ガイドラインに関する情報はこちら ▶ **特定個人情報保護委員会** **検索**

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できません。
※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」、ほか、「開業届」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に通知されます。
〔法人の名称・業態や個人事業主の方に通知されません。〕

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト ▶ **マイナンバー** **検索** **マイナンバー**
コールセンター(受付時間:9時~17時) **マイナンバー**
お問合せ ☎ **0570-20-0178**
※マイナンバーは、平成27年10月1日より開始されます。
※マイナンバーは、平成27年10月1日より開始されます。
※マイナンバーは、平成27年10月1日より開始されます。

個人の皆様にも、大切なお知らせがあります。



今年の10月から、あなたにもマイナンバーが通知されます。*

※マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。
(住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。)

マイナンバー(社会保障・税番号)とは国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されます。
※対象者は、住民票を有する全ての方です。
(外国人は在留資格や特別永住資格などの外国人も対象です。)

もうすぐはじまるよ!

家族みんなが読み終わったらチェック!

大切に保管してください。

◆ マイナンバー情報 ◆

- 政府広報オンライン ⇒ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/ad/>
※個人向け・事業者向けの動画を見ることができます。
※従業員向けの概要説明におすすです。
- マイナンバー 公式 Twitter ⇒ https://twitter.com/MyNumber_PR
※ マイナンバーの情報が一番早く入手できます。
- 内閣官房 マイナンバーHP ⇒ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
※ マイナンバーについてのQ&Aがあります。資料のダウンロードもできます。
- 特定個人情報保護委員会 HP ⇒ <http://www.ppc.go.jp/>
※ 特定個人情報取扱のガイドラインの説明や資料があります。

準備2 住民票の住所を確認

マイナンバーの通知は、住民票に記載されている住所に郵送されます。従業員の皆さんに、今一度住民票の住所をチェックし、現在住んでいるところと住民票の住所が異なる方はマイナンバーの通知書が確実に手元に届くよう、周知してください。

マイナンバーは10月5日時点で住民票に記載されている住所に簡易書留で発送されます。
また、外国籍の方についても、日本の住民票がある場合は、マイナンバーが付番されます。

年金機構からの住所確認

5月から、年金機構が管理する基礎年金番号に住民票コードが収録されていない厚生年金被保険者および国民年金第3号被保険者の方に対して、「**住民票住所申出書**」(本人から住民票住所を年金機構に知らせる文書)を送付します。

従業員の方から、「住民票住所申出書」について、お問い合わせがありましたら、住民票住所を記載の上、同封の返信用封筒で提出するようご案内下さい。

準備3 マイナンバー収集対象者の洗い出し

マイナンバーは、税、社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険)の手続に使用します。
自社の従業員およびその扶養家族だけでなく、報酬(個人の士業・講師・個人事業主)の支払い先や、不動産使用料の支払先、配当金の支払先についても、収集対象となります。
人事・総務担当者だけでなく、社内の関係部署と連携し、収集対象者の洗い出しを行ってください。

準備4 マイナンバー収集・保管方法とスケジュールの検討

マイナンバーの収集・保管はガイドラインで適切な安全管理措置をとることが求められています。
今年10月のマイナンバー通知に向けて、マイナンバーをどのように収集・保管するのか、収集対象者への収集時期の説明・マイナンバー制度の教育・研修(従業員およびマイナンバー事務担当者)をいつ行うのか社内で検討して下さい。

また、マイナンバーの収集・保管にシステムを利用する場合は、その導入や改修も検討する必要があります。

お知らせ マイナンバーセミナーを開催！

4月24日(金)第1回目のマイナンバーセミナーを開催いたしました。
ご多忙の中、多くの顧問先企業様にご参加いただき、感謝申し上げます。
5月14日(木)に同内容で第2回目のセミナーを開催致します。残席僅かですので、ご希望の方はエールまでお早目にお問い合わせ下さい。



第2回 マイナンバーセミナーのご案内

5月14日(木) 17:00 ~ 19:00 (受付開始 16:40)

会場 : STANDARD会議室 新横浜6F(新横浜駅徒歩3分)

第1部 : マイナンバー制度の概要と企業において求められる実務・対応

第2部 : 社会保険労務士法人エールのセキュリティ対策と今後の対応



今後の法改正の見込み

労働基準法改正案



2015年4月3日、労働時間法制改革を中心とした労働基準法改正法案が国会に提出されました。今後、通常国会で審議されますが、法案の概要は以下の通りとなっています。今国会で通れば、来年(2016年)4月1日に施行予定となっています。

1. 長時間労働の抑制策・年次有給休暇の取得促進

①中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を、現在の25%から大企業と同水準の50%に引き上げる。 ※この改正のみ、施行日は2019年4月1日

②著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確化する。

③一定日数の年次有給休暇の確実な取得

年10日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者に対し、そのうち5日について、毎年、年次有給休暇を取得させなければならない。(罰則あり)

④企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進

企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

2. 多様で柔軟な働き方の実現

①フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制により、柔軟でメリハリをつけた働き方が可能となるよう、清算期間の上限を現行の1ヶ月から3ヶ月に延長する。

②企画業務型裁量労働制の見直し

- ・企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加
- ・対象者の健康確保措置の充実や手続きの簡素化等の見直し

③特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

対象者の健康確保措置等を講じ、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。

◆対象業務

金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリスト、コンサルタント、研究開発等、高度の専門的知識を要し、業務に従事した時間と成果との関連性が強くない業務

◆対象労働者

- ・使用者との書面合意に基づき職務の範囲が明確に定められ、その職務の範囲内で労働する労働者 かつ
- ・年間に支払われることが確実に見込まれる賃金が、1075万円以上の労働者

パートタイマーへの社会保険適用拡大 ※2016年10月施行

社会保険(健康保険・厚生年金)の適用基準が見直され、以下の条件をすべて満たす場合には、社会保険の被保険者となります。

- 1 1週間の所定労働時間が20時間以上
- 2 月額賃金88,000円以上(年収106万円以上)
- 3 勤務1年以上
- 4 学生ではない
- 5 従業員規模501人以上の企業に勤務

★適用範囲は、法施行後3年以内に検討を加え、必要な措置を講じるとされている。中小企業に適用拡大も見込まれる。

改正 労働者派遣法

昨年の通常国会では廃案となりましたが、2015年3月13日に通常国会に再提出されています。

- ① すべての労働者派遣事業を許可制へ
- ② 期間制限 26業務か否かに関わりなく適用される共通ルールへ
 - ・個人単位の期間制限
 - ・派遣先単位の期間制限
- ③ 派遣労働者の均衡待遇の推進
 - ・派遣元に対し、派遣労働者の均衡待遇の確保の際に考慮した内容の説明義務
 - ・派遣先に対し、同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金、教育訓練等の配慮義務
- ④ 派遣労働者のキャリアアップ
 - ・派遣元に対し、計画的な教育訓練やキャリア・コンサルティングを義務付け
 - ・許可要件に「キャリア支援制度を有する」を追加
 - ・派遣先に派遣労働者の能力に関する情報提供の努力義務



5月から『特定求職者雇用開発助成金』が変更

特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者、母子家庭の母、障害者等、就職が難しいとされる人を雇用した際に企業に支給される助成金ですが、5月から減額されることとなりました。

- ① **助成額の変更** 助成額が下表のとおりこれまでより減額となります。(リーマンショック前と同額に戻る)

表 5月からの特定求職者雇用開発助成金の助成額

対象労働者		支給総額 ※1	助成対象期間 ※2
短時間労働者以外	高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	60(50)万円	1年(1年)
	身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	3年(1年6ヶ月)
短時間労働者 ※3	高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	40(30)万円	1年(1年)
	障害者	80(30)万円	2年(1年)

() 内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

※1、2 助成対象期間を6ヶ月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期～第6期)といい、支給総額を支給対象期に分けて支給。

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者。

- ② **助成対象外となる基準の追加**

代表者などの3親等以内の親族の雇入れと対象労働者を雇入れた事業所と同一事業所で、雇入れ日以前の3年間に、通算して3ヶ月を超える職業訓練や実習などを行った場合は助成金対象外に。

- ③ **支給額の算定方法**

実労働時間に応じた支給額の算定が行われることとなります。

お知らせ

労働保険年度更新の時期になりました！

手続きをご依頼頂いている企業様へ

～ 労働保険料申告書が届いたら ～

- ① 労働保険料申告書の右下(左図の赤丸の箇所)に、
1枚目と2枚目に代表印を押印し、弊社までご送付下さい。
(5月下旬に、労働局から発送されます。)
※切り取り線の下部も切り取らずそのままつけたまま、送付して下さい。
- ② 労働保険料確定のため、3月支給分までの賃金台帳をご送付下さい。

代表印を1・2枚目に押印

スタッフコラム



今月のコラムは、
秋山が担当します

こんにちは。秋山です！ 最近新しい趣味を見つけたのでそのお話をさせていただきます。
皆様、「らくやき」ってご存知ですか？
簡単に言うと陶器にらくやきマーカーという専用のペンを使って落書きしオリジナルのカップやお皿が作れてしまうというものです。
友達の誕生日が近づき何か特別なことをしてあげたい、と思い「DIY」というキーワードをネットで検索して見つけたのですがハマっている方々の画像集がとってもすごいです！
有名ブランドのお皿を真似たものやカフェで出てきそうなシンプルだけどかわいいデザインのものまで本当にたくさんの作品がアップされています。
皆様にオススメしたい理由はとにかく簡単で楽しいという点です！材料はたった3つだけ。
落書きしたい陶器と「らくやきマーカー」とオーブン、これだけです。
(らくやきマーカーは8色で1388円、16色で2980円ほどです。)
完成までのステップも本当にシンプルです。
書く→焼く→乾かす→完成！
絵の具ではなくペンなのでインクの量もちょうどよく、間違えたら水で消せるのがいいところです。
完成作品はお写真にて…
焼く時間が30分、乾かす時間が1時間ほどなので2時間程度でできてしまいます。
ネットの作品集の中には結婚記念日のプレゼントやお子さんの描いた絵を記念に残したり…と心温まるものもありました。
母の日が近いこともあり再び何かできればと考え中です。
GW中おうちで過ごそうとお考えの方、ぜひトライしてみたいはいかがでしょうか？

